

＜情報通信機器の使用を始めます＞

当町議会では、平成28年8月1日以降に開催する各常任委員会や議会運営委員会、定例会などの会議において、情報通信機器^(※)の使用ができることとしました。

こちらの使用の対象は、会議に出席する町議会議員としています。

傍聴をされる皆様、TV放映をご覧になる皆様におかれましては、本会議場や委員会室にて端末等の使用をすることがございますので、ご承知おきくださいますよう、お願いいたします。

※情報通信機器とは、パーソナルコンピューター、タブレット端末、スマートフォン及び携帯電話のことを指します。

二宮町議会